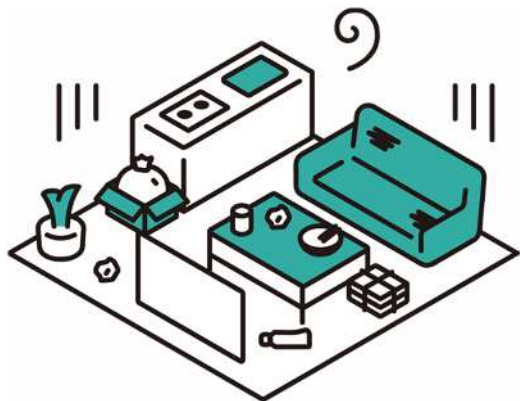




【南九州市空き家バンク登録促進事業補助金】

「空き家バンク」をご活用ください！



南九州市には、未だに有効活用されていない空き家が多く存在します。

市内の空き家の利活用を促進するために、「空き家バンク」への登録を完了した物件を対象に、家屋に残っている家財道具などの処分にかかる費用の一部を助成しています。

空き家バンクに登録されている物件が対象となります。

■ 補助対象者

- (1) 登録物件の所有者
- (2) 登録物件への入居者

※ただし、登録物件の売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から6月以内に限りです。



詳細はこちら

■ 補助金額

補助対象経費の1/2

上限10万円

※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

■ 補助対象経費

空き家バンク登録物件に残存する家財道具等の処分搬出に要する経費

※家財道具等の処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業は一般廃器物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものとします。

■ 申請の手続き

交付申請書の提出	審査・交付決定	着手	完成報告書	審査・交付確定	口座振込
※所定の様式に必要な書類を添えて申請します。	(市→申請者)		(申請者→市)	(市→申請者)	(市→申請者)